

令和元年台風19号によってお住まいに 被害を受けた皆さまへ（ご案内）

埼玉県では、災害救助法に基づき、今回の台風により住宅に甚大な被害があった皆様（ ）に対し、住宅の支援を行います。

災害時において、災害救助法の適用を受けた市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町）に居住する方

掲載している情報は、**令和元年11月13日時点**のものであり、今後、追加や変更の可能性があります。

埼玉県都市整備部住宅課

住宅の支援について・・・・・・・・・・ P1

1 応急修理・・・・・・・・・・ P2

2 賃貸型応急住宅・・・・・・・・・・ P3

3 公営住宅等の提供・・・・・・・・・・ P4～5

上記の他に「建設型応急住宅」があり、市町村からの要望等を踏まえ、設置する場合があります。

問合せ先

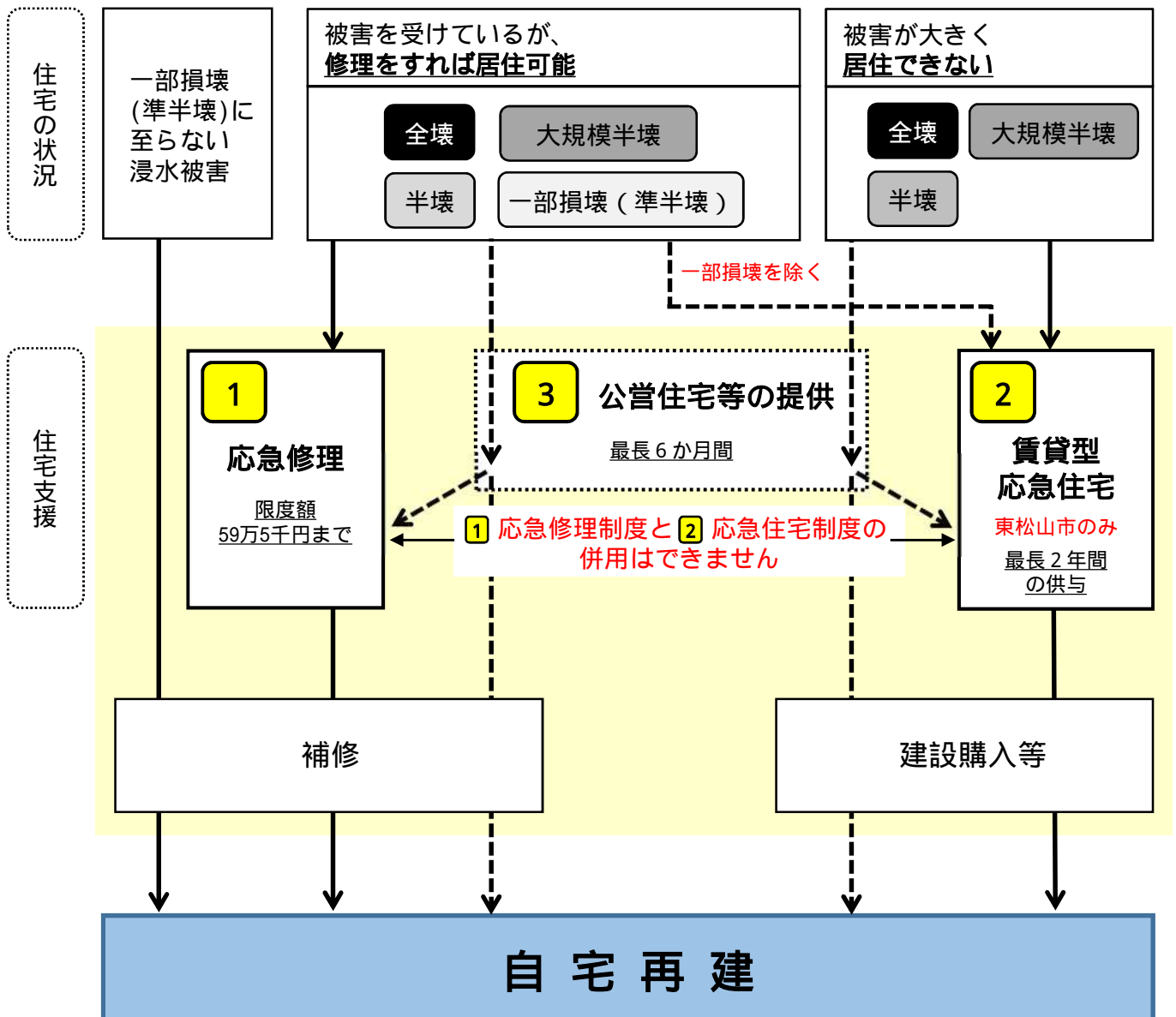
「応急修理」について
別紙の市町村の窓口

「賃貸型応急住宅」について
埼玉県住宅課マンション担当 電話 048-830-5573（直通）

「公営住宅の提供」について
埼玉県住宅課県営住宅管理担当 電話 048-830-5564（直通）

住宅の支援について

令和元年台風19号に係る住宅支援について



「建設型」の応急住宅については、市町村からの要望等を踏まえて、設置する場合があります。
「応急修理制度」と「応急住宅制度」の併用はできません。
各制度には利用条件等があります。詳細については、各制度のページをご覧ください。
住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度については、下記のホームページをご覧ください。

【住宅金融支援機構ホームページ】

「災害復興住宅融資」

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

1

応急修理

1．対象者

下記（１）～（３）の全てに該当する方

- （１）当該災害により「半壊及び一部損壊（準半壊）の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない方」又は「大規模半壊以上の住家被害を受けた方」
- （２）応急修理を行なうことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- （３）賃貸型応急住宅・建設型応急住宅を利用しない方

2．応急修理の対象となる範囲

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所です

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

3．一世帯当たりの補助限度額

- ・半壊以上の場合・・・５９５，０００円（税込）
- ・一部損壊（準半壊）の場合・・・３００，０００円（税込）

4．受付窓口

別紙の各市町村の窓口

5．事業の流れ

上記４の受付窓口へお申込みください。

- ・お申込み後、市町村の業者名簿に記載された施工業者に対し、市町村が応急修理を依頼し、上記３の補助限度額の範囲で、市町村が施工業者に所定の費用をお支払いする制度です
- ・修理費用が、上記３の補助限度額を超える場合、その差額は自己負担となります
詳細については、各市町村の窓口へお問合せください。

2

賃貸型応急住宅

1. 受付開始

災害救助法が適用された市町村のうち、東松山市が10月30日から受付開始
【埼玉県ホームページ】

「令和元年台風19号における賃貸型応急住宅の提供の開始」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/tai-fuu19saigai/201910.html>

2. 受付窓口

東松山市役所住宅建築課 電話 0493 - 21 - 1424

3. 入居期間

最長2年間

4. 入居対象者の要件

(1) の要件については見直しを行い、11月1日から変更しました。

被災時において、災害救助法の適用を受けた東松山市内に住所を有していた者であつて、次の(1)～(3)の全ての要件を満たす者(世帯)

(1) 次の要件のいずれかを満たす者

住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない者

「半壊」(「大規模半壊」を含む)であっても、水害により流出した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者

「半壊」(「大規模半壊」を含む)の被害で、床上浸水による修理等で一時的に居住できない者も供与対象とする

二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住家に居住できない者

(2) 自らの資力をもってしては住家を確保することができない者

(3) 法に基づく被災した住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない者

5. 借上げの対象となる住宅

月額家賃が次の上限を超えない住宅で、原則として、耐震性能が確保されている等、一定の条件を満たした県内の住宅

(1) 2人以下の世帯 月額7万円以内

(2) 3人以上4人以下の世帯 月額8.5万円以内

(3) 5人以上の世帯 月額11万円以内

6. 費用負担

県負担・・・家賃、共益費、礼金、仲介手数料など

入居者負担・・・光熱水費、駐車場料金、自治会費など

7. その他

賃貸借契約は貸主・県(借主)・被災者(入居者)の3者契約により締結します。

入居物件は、不動産業者の協力のもと、原則として、入居者様ご自身で探していただくこととなります。

3

公営住宅等の提供（１）

県営住宅

1．提供する住宅及び戸数

県営住宅の一時提供については、下記のホームページをご覧ください。

【埼玉県ホームページ】

「台風19号で被災された県民の方へ県営住宅を無償提供します」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/taihuu-kennei.html>

無償提供する住宅をご確認いただけます。

2．対象者

台風19号により自宅が一部損壊（準半壊）以上の被害を受け、罹災証明書の提出が可能な方（今後、罹災証明書の発行を受けられる見込みの方も対象となります）

3．提供期間

最長6か月間

4．使用料等

住宅の使用料、敷金は免除となります。

光熱水費、共益費、駐車場料金は自己負担となります。

5．申込方法

- (1) 東松山市民の方で、東松山市内の県営住宅を希望する場合
申込方法、入居者選定方法については、
東松山市役所 住宅建築課（電話 0493-21-1424）へお問い合わせください
- (2) その他の市町村にお住まいの方
 - 1) 申込先 埼玉県都市整備部 住宅課（電話 048-830-5564）
 - 2) 受付期間 平日の9時から17時まで
 - 3) 申込方法 電話で申し込んでください。申込手続きをご案内します

6．その他

- ・申込みにあたり、収入や世帯構成は問いません
- ・ペットの飼育は禁止です
- ・家具、家電、部屋の照明、ガスコンロなどが無い状態での貸し出しとなります
- ・駐車場は空きがあれば有料で貸し出すこととなります
- ・市町村営住宅の提供につきましては、最寄りの市町村役場へお問合せください

3

公営住宅等の提供（ 2 ）

市営住宅

さいたま市の市営住宅の一時提供については、下記のホームページをご覧ください。

【さいたま市ホームページ】

「令和元年台風第19号で被災された方への市営住宅の一時提供について」

<https://www.city.saitama.jp/001/007/018/001/p067901.html>

UR賃貸住宅

UR賃貸住宅の提供については、下記のホームページをご覧ください。

【UR都市機構ホームページ】

<https://www.ur-net.go.jp/>